

大阪広域環境施設組合規則第1号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成27年規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員があらかじめ任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>[(1)～(16) 略]</p> <p>(17) <u>生後1年6月から中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子及び職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子をいう。以下同じ。）を養育する職員が通勤事情等により育児のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（ただし、<u>現に職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号。以下「休暇規則」という。）第4条第</u></u></p>	<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)～(16) 同左]</p> <p>(17) <u>次に掲げる職員が通勤事情等により育児のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（ただし、<u>当該職員以外にこれらを行う者がいない場合に限る。</u></u></p>

1項第15号の規定による特別休暇を与えられている職員が、生後1年6月から小学校就学の始期に達するまでの子に係る職務に専念する義務の免除の承認を得ようとする場合及び当該職員以外に育児する者がいる場合を除く。）

[削る]

[削る]

ア 生後1年6月から小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子及び配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員（職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号。以下「休暇規則」という。）第4条第1項第15号の規定による特別休暇を与えられている職員及び職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号）第22条の規定により1時間30分を超える部分休業を承認されている職員を除く。）

イ 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設及びこれに類する施設にその子（当該放課後児童健全育成事業等により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く職員

<p>[18～(21) 略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>(職務に専念する義務の免除の期間又は時間)</p> <p>第3条 前条第1項各号の場合における職務に専念する義務の免除の期間又は時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間又は時間とする。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p>(5) <u>前条第1項第17号の場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間(現に職員の育児休業等に関する条例(平成27年条例第22号)第22条の規定により部分休業を承認されている職員が、生後1年6月から小学校就学の始期に達するまでの子に係る職務に専念する義務の免除の承認を得ようとする場合にあっては、2時間から部分休業を承認されている時間を減じた時間)</u>を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間</p> <p><u>(6) 削除</u></p> <p>[(7)～(9) 略]</p>	<p>[18～(21) 同左]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>(職務に専念する義務の免除の期間又は時間)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>(5) <u>前条第1項第17号アの場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて30分を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間</u></p> <p><u>(6) 前条第1項第17号イの場合 所定の勤務時間の終わりにおいて60分(前条第1項第17号アの規定により職務に専念する義務を免除されている場合は、60分からこれらの規定に基づき職務に専念する義務を免除された時間を減じた時間)</u>を超えない範囲内で必要と認める時間</p> <p>[(7)～(9) 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。